



2019年5月9日

各位

上場会社名 株式会社新川  
代表者 代表取締役社長執行役員 長野 高志  
(コード番号 6274 東証第一部)  
問合せ先責任者 取締役専務執行役員  
経営管理本部長 森 琢也  
(電話番号 03-5937-6404)

### アピックヤマダ株式会社（証券コード：6300）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社新川（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、2019年2月12日付「ヤマハ発動機株式会社（証券コード：7272）及びアピックヤマダ株式会社（証券コード：6300）との事業統合に向けたアピックヤマダ株式会社の株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2019年2月12日付公開買付者プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、①当社、ヤマハ発動機株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）、証券コード：7272、以下「ヤマハ発動機」といいます。）及びアピックヤマダ株式会社（東京証券取引所市場第二部（以下「東証第二部」といいます。）、証券コード：6300、以下「対象者」といいます。）の三社間で、第三者割当増資を通じたヤマハ発動機による当社の子会社化、並びに、公開買付け及びその後の一連のを通じた当社による対象者の完全子会社化及び当社の会社分割による当社及び対象者の共同持株会社体制への移行を伴う三社間の事業統合（以下「本事業統合」といいます。）に関する統合契約書（以下「本統合契約」といいます。）を締結すること、②当社がヤマハ発動機を割当先とする新株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）、③当社が対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下同じとします。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することについて決議しておりました。

また、2019年2月12日付公開買付者プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、本公開買付けの開始につきましては、①2019年4月26日開催予定としていた当社臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されていること、②対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、その決議が維持されていること、③ヤマハ発動機及び当社間で本第三者割当増資にかかる総数引受契約（以下「本総数引受契約」といいます。）が締結され、有効に存続しており、解除又は無効となる具体的なおそれが客観的に存在しないこと、④本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づき提出する有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと、⑤司法・行政機関等に対して、本取引（後記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義されます。以下同じとします。）のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、⑥本取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」といいます。）及びその他外国における競争法上の許認可等が必要となるすべての国又は地域において、当該許認可等（以下「本許認可等」と総称します。）が取得及び履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過（排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含みます。以下同じとします。）し、また、当該国又は地域の公正取引委員会その他の競争法に関する司法・行政機関等により、本取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること（なお、本取引に関し、競争法上の許認可等の手続が必要となる国又は地域としては、大韓民国の一か国でした。）、⑦本統合契約に定めるヤマハ発動機及び対象者の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑧本統合契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべきヤマハ発動機及び

対象者の義務がすべて重要な点において履行又は遵守されていること、⑨対象者並びにその子会社6社及び関連会社3社（2019年3月31日現在。以下、併せて「対象者グループ」といいます。）の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす具体的なおそれのある事実又は事由が発生していないことを前提条件とし（上記①から⑨を総称して「本公開買付け前提条件」といいます。）、かかる本公開買付け前提条件が充足されている場合、速やかに、本公開買付けを開始することを予定しておりました（なお、本公開買付け前提条件の全部又は一部が充足されない場合、当社、ヤマハ発動機及び対象者の三社（当該本公開買付け前提条件の不充足がいずれかの当事者の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該当事者を除きます。）が書面により合意しない限り、当社は本公開買付けを開始しないものとされておりました。）。

なお、本公開買付けは、本事業統合の一環として行われるものです。本事業統合の詳細については、2019年2月12日付で公表した「ヤマハ発動機株式会社、株式会社新川及びアピックヤマダ株式会社による事業統合（株式会社新川によるアピックヤマダ株式会社の完全子会社化、ヤマハ発動機株式会社による株式会社新川の子会社化及び株式会社新川の会社分割による共同持株会社体制への移行）に関するお知らせ」をご参照ください。また、本第三者割当増資の詳細については、本第三者割当増資にかかる2019年2月12日付の有価証券届出書並びに同年2月14日付、同年3月25日付及び同年4月26日付の有価証券届出書の訂正届出書をご参照ください。

今般、2019年4月26日に開催した当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されたこと、2019年4月22日付でヤマハ発動機との間で本総数引受契約を締結したこと、大韓民国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことにより本許認可等が必要となるすべての国又は地域において本許認可等が取得及び履践されたこと、その他の本公開買付け前提条件が充足されていることから、当社は、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けを2019年5月10日より開始することを決議いたしました。

## 記

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、2019年2月12日付公開買付者プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、①当社、ヤマハ発動機及び対象者の三社間で、第三者割当増資を通じたヤマハ発動機による当社の子会社化、並びに、公開買付け及びその後の一連の手続を通じた当社による対象者の完全子会社化及び当社の会社分割による当社及び対象者の共同持株会社体制への移行を伴う三社間の事業統合（本事業統合）に関する統合契約書（本統合契約）を締結すること、②当社がヤマハ発動機を割当先とする新株式の発行（本第三者割当増資）を行うこと、③当社が対象者の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（本公開買付け）により取得することについて決議しておりました。なお、当社は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

2019年2月12日付公開買付者プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、本公開買付けは、東証第二部に上場している対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、①2019年4月26日開催予定としていた当社臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されていること、②対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、その決議が維持されていること、③ヤマハ発動機及び当社間で本総数引受契約が締結され、有効に存続しており、解除又は無効となる具体的なおそれが客観的に存在しないこと、④本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づき提出する有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと、⑤司法・行政機関等に対して、(a)本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者を当社の完全子会社とし（以下「完全子会社化取引」といいます。）、(b)完全子会社化取引の実行のための資金や構造改革等の資金を調達するためヤマハ発動機を割当先とする当社による本第三者割当増資を行うことにより、当社をヤマハ発動機の子会社とし、更に、(c)当社の事業を新設分割設立会社に承継させる新設分割（以下「本会社分割」といい、本会社分割により設立する新設分割設立会社を「新設分割設立会社」又は「新会社」といいます。）により現在の当社を共同持株会社（以下「本共同持株会社」といいます。）とする

一連の取引（本お知らせにおいて「本取引」といいます。なお、詳細については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、⑥本取引に関し、独占禁止法及びその他外国における競争法上の許認可等が必要となるすべての国又は地域において、当該許認可等（本許認可等）が取得及び履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過（排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含みます。）し、また、当該国又は地域の公正取引委員会その他の競争法に関する司法・行政機関等により、本取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること（なお、本取引に関し、競争法上の許認可等の手続が必要となる国又は地域としては、大韓民国の一か国でした。）、⑦本統合契約に定めるヤマハ発動機及び対象者の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、⑧本統合契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべきヤマハ発動機及び対象者の義務がすべて重要な点において履行又は遵守されていること、⑨対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす具体的なおそれのある事実又は事由が発生していないことが充足されたことを前提条件として、実施することとされてきました。

今般、本臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されたこと、2019年4月22日付でヤマハ発動機との間で本総数引受契約を締結したこと、大韓民国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことにより本許認可等が必要となるすべての国又は地域において本許認可等が取得及び履践されたこと、その他の本公開買付け前提条件が充足されていることから、当社は、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けを2019年5月10日より開始することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けにおいて、8,279,600株（所有割合（注）66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、当社は、本公開買付けにおいて、対象者株式のすべて（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（8,279,600株）は、対象者が本日公表した「平成31年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2019年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（12,969,000株）から、同決算短信に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数（549,644株）を控除した株式数（12,419,356株）に係る議決権数（124,193個）の3分の2以上となる議決権数（82,796個）に対象者株式1単元（100株）を乗じた株式数（8,279,600株）です。

（注）「所有割合」とは、対象者決算短信に記載された2019年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（12,969,000株）から同決算短信に記載された同日現在対象者の所有する自己株式数（549,644株）を控除した株式数（12,419,356株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同じとします。）をいい、以下同じとします。

なお、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式のすべて（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の対象者の株主を当社のみとするための一連の手続を実施することにより、対象者の発行済株式のすべて（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

また、対象者が2019年2月12日付で公表した「株式会社新川による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「2019年2月12日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、監査等委員である取締役を含む全員一致

(なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役である押森広仁氏は、当社及びヤマハ発動機と正式な合意にまでは至ってはいないものの、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる前提で協議を行ってきており、本共同持株会社の取締役となる可能性が相当程度存在するため、利益相反のおそれを回避する観点から、当該審議及び決議に参加していないとのことです。)で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、本日、対象者が公表した「株式会社新川による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「2019年5月9日付対象者プレスリリース」といい、「2019年2月12日付対象者プレスリリース」と併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、監査等委員である取締役を含む全員一致(なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役である押森広仁氏は、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる予定であるため、利益相反防止の観点から、当該審議及び決議に参加していないとのことです。)で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

### ① 公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、1959年8月にトランジスタ部品の二次加工を業とする目的から株式会社新川製作所として東京都三鷹市にて設立されました。その後、株式会社新川製作所の株式額面金額を変更するため、1980年2月1日を合併期日として、休眠会社であった中丸商事株式会社を存続会社として同社を吸収合併し、同日をもって商号を株式会社新川に変更しました。当社は、1988年9月に東証第二部に上場し、2000年9月に東証第一部に市場変更をしております。当社には、子会社12社(2019年3月31日現在。以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。)が存在し、当社グループは半導体メーカー及び電子部品メーカー向け半導体製造装置及び電子部品実装装置の開発・製造・販売を主たる事業とし、更に、当該事業に関連する保守サービスを展開しています。

なお、当社グループの主な事業と主な製品は以下のとおりです。

主な事業	主な製品
半導体製造装置 及び電子部品実装装置	ワイヤボンダ、ダイボンダ、フリップチップボンダ、 アクティブアライメント装置、ブランク搭載機、FPD検査装置

半導体の製造工程は、大きく前工程と後工程とに分けられ、スライスされた円盤状のシリコンウェーハ上に写真の感光の原理を用いて、トランジスタや金属配線等の回路を形成するまでが前工程、そのシリコンウェーハからICチップを切り出し、チップをパッケージに固定、配線し、セラミックや樹脂の中に封入することにより半導体製品に組み立てるまでが後工程と呼ばれています。当社では、主にこのような後工程の中でもICチップとプリント基板の電気回路を金や銅の細いワイヤを使用し配線・接続するワイヤボンダ、ICチップをプリント基板に固定するダイボンダ、ICチップとプリント基板の電気回路をワイヤを使用せずに直接接続するフリップチップボンダなど、ボンディングと呼ばれるICチップを内包する半導体パッケージの内部配線を行う工程に使用される産業用精密ロボットの開発・製造・販売を行っております。

また、2018年6月には、ファクトリーオートメーションの分野で38年に亘る各種生産設備の開発、販売の実績を有する株式会社パイオニアFA(現株式会社PFA)の全株式を取得して子会社化し、従来手掛けていたボンディング装置と技術的な相互補完性が高く、顧客ニーズの属性も近い電子部品実装装置事業にも進出しております。

当社グループは、「人が創造力を発揮し夢と希望を持てる社会、人が人の持つ可能性に挑戦できる環境の実現のために、ロボット技術を磨き、人間社会をより豊かにする最先端技術を提案する」という経営理念のもと、5G通信規格等高速ネットワーク並びにビッグデータ処理用高速データセンター向けの次

世代半導体製造に対応する技術革新が求められる半導体市場の新時代到来を見据え、ボンディング技術のリーディングカンパニーを目指し、常に実装技術の革新に挑戦することで持続的成長を図っております。

一方対象者は、1950年3月に長野県更級郡上山田町（現 長野県千曲市）において、機械部品の加工を主な事業として山田製作所（個人営業）として創業されました。その後、1968年1月にリードフレーム用金型の製造販売、翌1969年2月には日本初となる半導体封止用トランスファーモールド金型の製造販売を開始し、以降、1971年にはリードフレームの製造販売、1972年にはリード加工機の製造販売を開始するなど一貫して半導体後工程装置・電子部品の開発・製造・販売を主たる事業としてきました。同社は、1993年4月に商号をアピックヤマダ株式会社に変更し、1996年1月に東証第二部に上場しています。対象者グループは、当社と同じく主に半導体後工程向けの電子部品組立装置、電子部品及びその他の製造販売を主要な事業としています。

なお、対象者グループの主な事業と主な製品は以下のとおりです。

主な事業	主な製品
電子部品組立装置	モールド装置、リード加工機、モールド金型、テストハンドラー、各種自動化機器
電子部品	リードフレーム、LED プリモールド基板(LPS)、電子通信部品
その他	リード加工金型、リードフレーム金型

対象者は、経営理念である「自然に優しさを」「社会に豊かさを」「人に幸せを」に基づき、対象者独自の金型設計・製造技術により培われた精密機械製品の供給を通じて半導体産業に貢献し、対象者グループの更なる成長発展により、株主、顧客、従業員をはじめ、ステークホルダーのご期待に応えられる企業を目指しています。

なお、上記のとおり、本公開買付けは、当社、ヤマハ発動機及び対象者における本事業統合の一環として実施されるものであるところ、以下、ヤマハ発動機について説明いたします。

ヤマハ発動機は、1955年7月に日本楽器製造株式会社（現 ヤマハ株式会社）より分離独立し、静岡県浜松市にて発足し、分離以前より製造していた二輪車の生産販売を継続しました。その後、ボート、船外機等の販売を開始し、1961年9月に東証第一部に上場しています。ヤマハ発動機には、連結子会社113社、持分法適用子会社3社及び持分法適用関連会社27社（2019年3月31日現在。以下、ヤマハ発動機と併せて「ヤマハ発動機グループ」といいます。）が存在し、ランドモビリティ事業、マリン事業、ロボティクス事業、金融サービス事業等を主な事業としています。

なお、ヤマハ発動機グループの主な事業と主な製品及びサービスは以下のとおりです。

主な事業	主な製品及びサービス
ランドモビリティ事業	二輪車、中間部品、海外生産用部品、四輪バギー、レクリエーショナル・オフハイウェイ・ビークル、スノーモビル、電動アシスト自転車
マリン事業	船外機、ウォータービークル、ボート、プール、漁船・和船
ロボティクス事業	サーフェスマウンター、産業用ロボット、産業用無人ヘリコプター
金融サービス事業	ヤマハ発動機製品に関わる販売金融及びリース
その他の事業	ゴルフカー、発電機、汎用エンジン、除雪機、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動車いす

ヤマハ発動機は、2018年12月に「長期ビジョン」及び「新中期経営計画（2019年—2021年）」を公表しており、長期ビジョンでは、「ART for Human Possibilities」というスローガンを掲げ、2030年に向けた成長戦略を立案しました。当該「長期ビジョン」において、これからますます多様化が進む人々の

価値観、社会を取り巻く環境に、ヤマハ発動機の持つ歴史的価値観を基盤として、社会課題の解決を進めながら、成長戦略を実行していくとのことです。新中期経営計画は、既存事業の稼ぐ力を維持しながら、新規事業など戦略的な成長領域への資源配分を行い、その上で連結売上高2兆円、連結営業利益1,800億円の達成を計画しています。なお、ヤマハ発動機グループの事業のうち、本事業統合に関連する事業はロボティクス事業であり、以下においては、特段の記載が無い限り、ロボティクス事業に関する内容を記載しております。

当社とヤマハ発動機は、当社が属する半導体後工程業界とヤマハ発動機の主な事業の一つであるロボティクス事業の主力製品であるマウンター装置（半導体及び電子部品をプリント基板に実装する装置）が属する電子部品実装業界においては、近年の世界的な動向として両業界を跨ぐ技術的融合が強まっており、業界自体の相互侵食の傾向が強まっていること、装置メーカーに対しても両業界を跨ぐ技術的なトータルソリューションの供給要請が強まっていること、また、特に海外市場においては、当該トータルソリューションの提供力が事業競争力を大きく左右する状況となっていることといった事業環境の変化に対応すべく、2015年5月に、ヤマハ発動機がマウンター装置における技術を応用しつつ半導体市場向けに開発製造するフリップチップボンダ製品を、当社が当社自らのブランドとして半導体市場で販売する内容の販売提携契約を締結しており、現在も、ヤマハ発動機が製造する製品を当社が仕入れ、半導体メーカー等に対して販売を行っております。

当社及び対象者が属する半導体製造装置業界は、半導体業界の景気動向並びに顧客である半導体メーカーや部品組立メーカーの設備投資の動向に大きな影響を受けております。また、顧客である半導体メーカーからの値下げ要求は強く、半導体製造装置メーカー間の競争も厳しく、販売価格の下落が進んでおり、より一層のコスト削減が必要な状況となっております。

近年、スマートフォン販売増加やデータセンターの設備増強の影響で、半導体メーカーの設備投資も拡大傾向が続いておりましたが、2019年3月の状況ではスマートフォンの販売拡大の鈍化等により半導体メーカーが設備投資を控える傾向が表れており、半導体製造装置業界は急速に環境が悪化しております。このような環境の悪化により、当社及び対象者においては顧客である半導体メーカーや部品組立メーカーからの設備発注が減少し、業績は悪化傾向であり、業績改善のために対応が必要な状況となっております。当社と対象者は、短期的には、半導体業界の市況の波に影響されない企業体力をつけ、固定費削減を含むコスト削減を行い、需要が減少しても黒字を確保できる体制を構築することが急務と考えています。また、中長期的には、今後到来し得るIoT/ビッグデータ用半導体の需要増大と後工程装置の高機能化要求に応え続けるために、先端技術領域における研究開発投資の強化が成長戦略に不可欠な事業環境を迎えており、財務基盤の強化が望まれると共に、前後の工程を跨ぐ先端プロセスソリューションの提供が競争優位を確立する重要な要素となっております。

ヤマハ発動機が属する産業用機械・ロボット業界においては、半導体後工程装置とヤマハ発動機の主力製品であるマウンター装置との工程間連携の顧客要求が強くなっており、ヤマハ発動機においても半導体後工程装置メーカーとの技術的融合を実現し、顧客に対するトータルソリューションを提供することが今後の成長のためには必要であると考えているとのことです。

上記のような業界環境において当社、ヤマハ発動機及び対象者が共通の課題として、半導体後工程業界及び電子部品実装業界が求めるトータルソリューションの実現方法を模索する中、従来から販売提携関係にあったヤマハ発動機と当社は、提携関係を更に強化し、相互に強みを持ち寄り、顧客にトータルソリューションを提供することが必要と考え、また、当社においては、2009年3月期以降、2017年3月期を除いて営業赤字が継続する状況からの抜本的な収益性の改善が急務な中、そのためには資金力及び信用力の観点でヤマハ発動機との提携関係を深めることが有用であると判断し、ヤマハ発動機と当社は2018年3月中旬から、資本提携を含めた提携関係の強化の検討を開始いたしました。当該検討を継続している中で、2018年4月上旬に対象者から当社への事業統合の提案がありました。具体的には、半導体ユーザーからは異なる種類の半導体の機能を統合したモジュール化ニーズが強まっており、これを受け

て半導体の製造工程において従前の前工程、後工程の区分を超えた工程技術の垂直統合が進行していることから、対象者としても、対象者単独ではモジュール化ニーズへの対応は企業規模、体力等の不足から難しいものの、今後ますます増大する半導体需要と高機能化への要求に対し、日本の半導体製造装置メーカーが集結してそれぞれが有する技術を持ち寄り、高い生産性、安定した品質、低コストをバランスよく実現するトータルソリューションを創造できれば、日本の半導体製造装置メーカーの生き残りとなる発展を実現できると考えていたところ、当社が対象者の製造するモルディング装置との技術的融合が求められるボンディング装置のメーカーであり、かつ、当社と対象者がボンディング及び半導体樹脂封止という半導体後工程市場の主要工程のうち、ボンディングの後に樹脂封止する工程順序であるように相前後する工程において事業を行っている有力な日本の半導体製造装置メーカーであると考えたことから、まずは当社と対象者が事業統合することで半導体の後工程の主要な工程をカバーし、のちにこの両社の統合を核として他の半導体後工程を担う日本企業も引き入れ海外企業に対抗しうる成長企業体を組成していきたいとの提案を受けました。当社において検討した結果、当社とヤマハ発動機の二社又は当社と対象者の二社で事業統合するだけでは、すでに半導体後工程事業の複数プロセスとマウンター装置の融合を実現している海外大手競合他社との競争に勝ち抜くためのトータルソリューションの提供体制構築には十分ではないものの、当社、ヤマハ発動機及び対象者の三社で提携をすれば、三社それぞれの技術を融合した顧客へのトータルソリューションの提供が可能となり、ひいては各社の企業価値向上に資することとなると考え、2018年7月上旬に当社からヤマハ発動機に三社での事業統合を検討することを提案いたしました。更に、2018年7月中旬に当社から対象者に三社での事業統合を検討することを提案いたしました。かかる提案後、当社、ヤマハ発動機及び対象者は面談等を重ね、2018年11月上旬に三社で事業統合に向けた具体的な検討を開始いたしました。かかる検討のために、ヤマハ発動機は、ファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社プルートス・コンサルティング（以下「プルートス」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所をそれぞれ選任し、また、対象者はファイナンシャル・アドバイザーとして山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選任し、本事業統合に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。更に、対象者は、本事業統合に関する提案を検討するために対象者の取締役会の諮問機関として2019年1月8日に第三者委員会を設置しました。その上で、本事業統合の実現可能性の精査のために、当社は対象者に対するデュー・ディリジェンスを、ヤマハ発動機は当社と対象者に対するデュー・ディリジェンスをそれぞれ2018年11月中旬から2019年1月下旬までにおいて実施するとともに、並行して、三社間で、本事業統合の統合形態、統合後の経営体制、統合後の組織体制、事業面の協業体制等についての協議を続けて参りました。

その結果、当社、ヤマハ発動機及び対象者は、事業環境の変化に柔軟に対応し、競合他社に打ち勝って行くためには、相互の技術・製品を組み合わせることで顧客の要求するトータルソリューションへの対応が必要となること、また、半導体業界の市況の波に影響されない企業体力を構築するには、当社と対象者だけでなく、ヤマハ発動機が統合に加わることで信用補完が有効であるとの判断に2019年1月上旬に至りました。

その後、当社、ヤマハ発動機及び対象者は、三社で本事業統合を行う方法について協議・検討をする中で、2019年1月中旬に、当社と対象者は半導体後工程製造装置での関連が密接であり、競争優位を確立するトータルソリューションの実現及び両社のコスト削減を含む構造改革のためには、全面的な事業統合が必要との結論に至りました。その際、全面的な事業統合の形態としては合併という方法を検討いたしましたが、両社の給与制度等の違いを統合するには時間がかかり、更に制度を統合することでコスト増加になりかねないことから採用は難しいと判断いたしました。また、当社と対象者が法人格を維持しつつ親子関係になる方法も検討いたしましたが、両社の役職員のモチベーション低下につながりかねないため、2019年1月中旬に、両社は対等な関係で統合することが望ましいと判断いたしました。更に、ヤマハ発動機のロボティクス事業はヤマハ発動機が営む事業のうちの一部であり、法人として当社及び対象者と全面的に統合することは難しいとヤマハ発動機は2019年1月中旬に判断したとのことです。こ

のような検討の中で、三社は、本事業統合の方法として、当社と対象者を完全子会社とする共同持株会社体制を組成し、共同持株会社の傘下で二社の事業統合を進めることがコスト増加を避け、共同持株会社の傘下で事業統合を進めやすく、かつ両社対等な形を構築でき有用であり、その上で、ヤマハ発動機が当社と対象者の共同持株会社の親会社となることで、共同持株会社を通じて三社が強固な資本関係を構築することができ、信用力の強化にもつながることから、有力なスキームであるとして検討を進めました。そして、2019年1月下旬に、共同持株会社の傘下となる新設分割設立会社と対象者については、シナジー効果を最大化させるためには、上場を維持した子会社ではなく、共同持株会社の完全子会社となることにより、迅速な意思決定を行う体制が構築でき、緊密な連携や構造改革等も実施がしやすくなると考えました。また、2019年1月下旬に、ヤマハ発動機としては資本を伴わない業務提携ではなく、共同持株会社の子会社化まで踏み込んだ資本関係を構築することで、営業面、技術面、資金面において強固な連携が可能と判断したとのことです。このような検討過程を踏まえて、法務面、会計税務面等、様々な観点で検討をした結果、最終的に、①本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者を当社の完全子会社とし（完全子会社化取引）、②完全子会社化取引の実行のための資金や構造改革等の資金を調達するためヤマハ発動機を割当先とする当社による本第三者割当増資（なお、本第三者割当増資実施後のヤマハ発動機による当社株式の保有割合は56.63%になる予定です。）を行うことにより、当社をヤマハ発動機の子会社とし、更に、③当社の事業を新設分割設立会社に承継させる新設分割（本会社分割）により現在の当社を本共同持株会社とする一連の取引（本取引）を行うことについて、当社、ヤマハ発動機及び対象者の三社間で、2019年2月12日、合意に至りました。本取引の詳細については、後記「(本事業統合の方法)」をご参照ください。

本事業統合によりサーフェスマウンター（プリント基板に半導体や電子部品を表面実装するための装置）・FA（ファクトリーオートメーション。工場における生産工程の自動化を図るシステム）を有するヤマハ発動機、ボンダ（ICチップとプリント基板の電気回路を接続する装置）を有する当社、モールド（パッケージ樹脂封止装置）を有する対象者の三社の技術を統合し、『半導体後工程及び電子部品実装分野における Turn-Key プロバイダー（注）』としてお客様の期待を超えるトータルソリューションを提供することを目指して参ります。更に、『日本発の新しいプロセス技術を創造・発信する企業』として、新たな参加企業も募り、半導体後工程製造・電子部品組立装置市場で世界トップシェアを目指して参ります。

（注）半導体後工程及び電子部品製造工程の一連の工程において、複数の製造プロセスの装置を一括で提供すること。更には複数の製造工程を一つのプロセスとみた場合における全体最適提案、ソリューションを提供すること。

当社、ヤマハ発動機及び対象者は、本事業統合により主に以下の効果が発揮されることを期待しております。

(i) 営業面において期待される効果

- ・三社の製品は重複が少なく、三社の製品を結びつけることで、半導体後工程の製造ラインの一括提案（ワンストップ提案）が可能となり、ビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・顧客面においても、メモリー領域に強い当社、車載デバイス及び先端パッケージ領域に強い対象者、電子部品実装領域に幅広い顧客層を持つヤマハ発動機の販売網を結合することで三社で補完関係が構築でき、相互の製品を品揃えとして拡充ができ、各社相互で顧客向けにクロスセルをすることでビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・当社及び対象者は、ヤマハ発動機の信用力を背景として、規模面・体力面で顧客に対する信頼性・安定性が増すため、両社ともにビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・技術動向・市場動向を共同で収集・分析し、効率的な営業活動戦略の立案と商品開発戦略に資するマーケティングに活かすことが想定されます。



(ii) 技術開発面において期待される効果

- ・三社の技術的な強み（当社：脆弱な IC チップを扱うダイボンダ、ワイヤボンダ全般の要素技術、FA・インテグレーション技術（個々の要素技術を組み合わせる上で、顧客の課題を解決する機能を装置の形状として実現する統合制御技術）、対象者：半導体パッケージの成型技術、精密金型設計・加工技術、ヤマハ発動機：高速多軸制御技術（装置を動かす複数の高速で動いている軸を制御する技術）、M2M 制御技術（別々の装置と装置をつなぎ、あたかも一つの装置のように統合操作、制御する技術））を持ち寄り、単品装置だけではなくライン全体を視野に入れた新製品開発が可能となることが想定されます。
- ・年々開発における負荷が増加している制御・ソフトウェア関係について、各社のシステム関係の人材が協力することで、人材不足の解消及び技術力の向上につながることを期待されます。

(iii) 調達・生産面において期待される効果

- ・三社の調達網を活用し、需要変動に強い安定的な調達体制を構築できることが想定されます。
- ・三社で部品の共通化を進めることでコスト削減を図ることが想定されます。
- ・生産拠点や外注先を相互活用することで需要変動に強い生産体制を構築できることが想定されます。
- ・また、当社と対象者が同一国（タイ）の近接地にそれぞれが持つ生産拠点の統合等により生産効率化を図ることにより、生産コストの低減が想定されます。

(iv) 間接コスト面において期待される効果

- ・三社の拠点の相互活用や経理、財務、人事、総務、法務等の間接部門の集約化等により間接コストの削減が想定されます。

(本事業統合の方法)

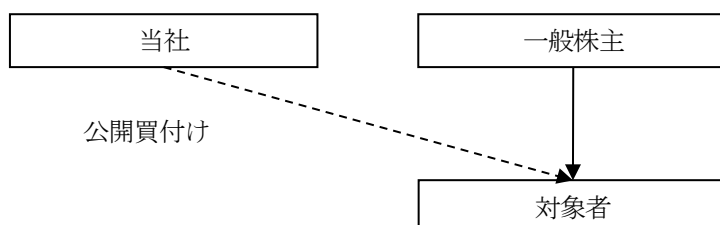
本事業統合は、(i) 当社による対象者株式に対する本公開買付け及びその後の株式併合等の一連の手続（詳細は後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」を参照ください。）により、対象者を当社の完全子会社とし、(ii) 完全子会社化取引の実行のための資金や構造改革等の資金を調達するためヤマハ発動機を割当先とする当社による本第三者割当増資を行うことにより、当社をヤマハ発動機の子会社とし、更に、(iii) 当社の事業を新設会社に承継させるため本会社分割により現在の当社を共同持株会社とする一連の取引により行います。なお、各取引の実行の条件については、後記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

上記の各取引の詳細は以下のとおりです。

(i) 本公開買付け及び完全子会社化取引

当社は、対象者を完全子会社とするために、本公開買付けを実施いたします。

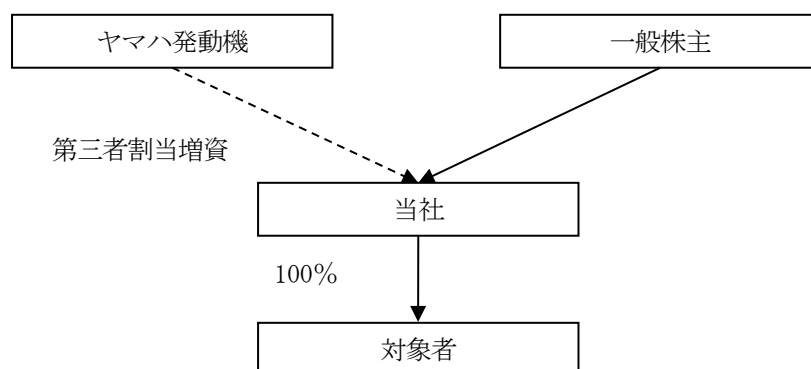
当社は、本公開買付けによって、対象者株式のすべてを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者を当社の完全子会社とするための一連の手続を実施いたします。なお、当社は対象者の完全子会社化を企図して本公開買付けを行うため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合、当該成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、当社はその後対象者を完全子会社とすることを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。



(ii) 本第三者割当増資並びに当社の監査等委員会設置会社への移行及びその他の定款の一部変更

当社がヤマハ発動機を割当先とする本第三者割当増資を実施し、ヤマハ発動機が当社を子会社化いたします。

なお、本第三者割当増資は、当社による本公開買付けの買付代金、国内外工場及び営業サービス拠点の統廃合に伴う移転・新設費用並びに海外営業サービス拠点における営業サービス機能最適化のための統廃合に伴う移転・新設費用等の構造改革費用や、5G通信規格等高速ネットワーク並びにビッグデータ処理用高速データセンター向けの次世代半導体製造に対応する次世代装置及び新プロセス技術の研究開発のための資金を調達することを目的としており、本第三者割当増資の払込みは、本公開買付けの成立等を前提条件として2019年6月24日以降に実施いたします。

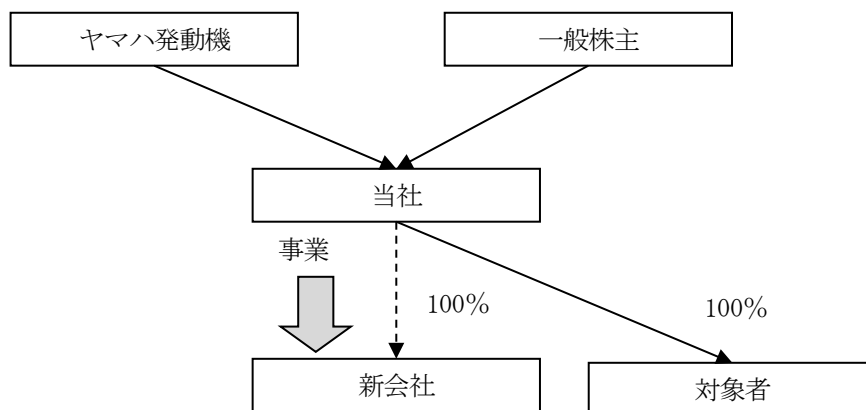


当社は、本第三者割当増資の払込みが完了していること及び当社の2019年6月下旬開催予定の定時株主総会が終結していることを条件として、従前は監査役会設置会社であったものから監査等委員会設置会社に移行することを含む定款の一部変更を行うとともに、かかる定款変更の効力発生を条件として当社の新取締役（監査等委員である取締役を除きます。）として後記「② 本取引完了後の経営方針」に記載の6名を選任すること等を、本臨時株主総会にて承認いただいております。

(iii) 本会社分割並びに商号変更及びその他の定款の一部変更

当社が本会社分割により、本共同持株会社として必要な機能を除く事業を、当社の完全子会社である新設分割設立会社に承継させ、当社は新設分割設立会社と対象者の共同持株会社に移行します。

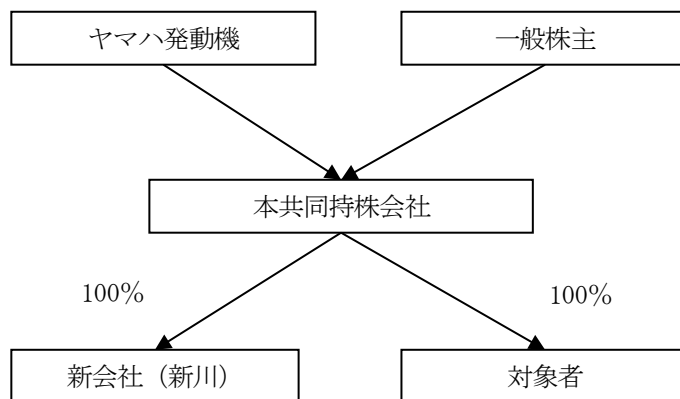
当社は、2019年7月1日を予定している本会社分割の効力発生を条件として、その商号を「ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社」に変更すること及び事業目的を持株会社に合致した目的に変更することを含む定款の一部変更を行うことを、本臨時株主総会にて承認いただいております。



(iv) 本取引完了後

ヤマハ発動機が本共同持株会社の親会社（本取引完了後の当社の発行済株式総数に対するヤマハ発動機による当社株式の保有割合は 56.63%となる予定です。）となり、当社及び対象者が本共同持株会社の完全子会社となります。

なお、本共同持株会社は、本取引完了後も上場を維持する予定です。



② 本取引完了後の経営方針

本公開買付けは本取引の手続の一環として行われるものであり、本取引完了後の共同持株会社の経営体制及び事業運営について、当社は、後記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「⑦ 共同持株会社の経営体制及び事業運営」記載の事項を踏まえ、以下の事項を本共同持株会社について本臨時株主総会に付議し、これらの事項は本臨時株主総会で承認決議されております。

- ・本第三者割当増資の払込みが完了していること及び当社の 2019 年 6 月下旬開催予定の定時株主総会が終結していることを条件として、取締役会の監督機能の更なる向上、意思決定の迅速化と機動性の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高めるために、定款を変更し、監査等委員会設置会社に移行すること。
- ・本共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）6 名（うち 3 名はヤマハ発動機出身者、1 名は当社出身者、1 名は対象者出身者、1 名は社外取締役）、及び監査等委員である取締役 3 名（うち 1 名はヤマハ発動機出身者、2 名は社外取締役）を選任すること。取締役の略歴等の詳細については、2019 年 3 月 25 日付「商号変更、監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更、代表取締役の異動、当社及び新会社の役員体制並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

その他、当社は、上記「① 公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の (i) から (iv) の各効果を実現するための施策を検討しておりますが、その具体的な内容等については現時点では未定です。また、対象者の経営方針については、具体的には本共同持株会社の意思決定にしたがって決定していくこととなりますが、本共同持株会社からの役員の派遣その他について現時点では未定です。これらの点を含む対象者及び当社の経営方針の詳細については、本取引完了後、対象者及びヤマハ発動機と協議しながら決定していく予定です。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る合意はありません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、当社は、対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付

けには該当しませんが、当社は対象者を完全子会社とすることを企図していることから、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除するために、当社及び対象者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、ヤマハ発動機及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスに対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社がプルータスから取得した対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付け者株式価値算定書」といいます。）の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社から提示された本公開買付け価格の適正性を判断するために、当社、ヤマハ発動機及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、山田コンサルは、当社、ヤマハ発動機及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

山田コンサルは、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法と、事業活動による将来収益獲得能力を直接的に評価し算定に反映するディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の、2つの算定手法を用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2019年2月8日付で山田コンサルより対象者株式の価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、山田コンサルから本公開買付け価格の公正性に関する意見を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：	243円～414円
DCF法：	237円～595円

市場株価法は、多くの投資家が企業の将来性、収益力、財産価値等の多様な要素を勘案して市場で取引を行うことによって形成される客観性の高い市場株価を基礎として株式価値を算定する手法であり、上場会社の株式価値を表す適切な指標であると考えられることから、山田コンサルは市場株価法を算定手法の1つとして採用することとしたとのことです。市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（414円）、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値（312円）（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値（243円）及び基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値（275円）を基に、対象者株式の1株当たり株式価値を243円から414円までと分析しているとのことです。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価においては最も理論的であるといわれていることから、山田コンサルはDCF法を算定手法の1つとして採用することとしたとのことです。DCF法では、対象者が作成した事業計画（2019年3月期から2024年3月期まで）における収益や投資計画、対象者へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2019年3月期第3四半期以降において生み出すと見込まれるフリー・キャッ

シュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値を237円から595円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の事業計画においては、2021年3月期から2023年3月期のいずれも大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。具体的には、2021年3月期の営業利益361百万円、2022年3月期の営業利益717百万円、及び2023年3月期の営業利益960百万円と継続して大幅な増益を見込んでおりますが、これは自動車の電動化・自動化やIoT/ビッグデータ需要による半導体ニーズの飛躍的な高まりに伴うビジネスチャンスの拡大とともに、メモリー向けのコンプレッションモールド機製造事業への市場参入がもたらす事業成長によるものとのことです。また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮していないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、ヤマハ発動機及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、同法律事務所は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

④ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、2019年1月8日、当社、ヤマハ発動機及び対象者から独立した、外部の有識者である浅妻敬氏（長島・大野・常松法律事務所/弁護士）、並びに対象者社外取締役である中村隆次氏（中村隆次・田鶴子法律事務所/弁護士）及び塚田知信氏（塚田公認会計士事務所/公認会計士）から構成される第三者委員会を設置し、（イ）本公開買付けを含む本取引の正当性及び合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）が認められるか、（ロ）本取引の条件（本公開買付け価格を含む。）の公正性が確保されているか、（ハ）本取引は対象者の少数株主（公開買付け以外の株主を指し、以下同じ。）の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると認められるか、及び（ニ）上記（イ）から（ハ）を踏まえ、本取引が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められるかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることについて諮問することを決定したとのことです。第三者委員会は、2019年1月9日より同年2月7日まで合計で5回開催され、当社、ヤマハ発動機及び対象者の役職員並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル、対象者のリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所並びにヤマハ発動機のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から第三者委員会に提供された資料及び説明（以下「本件検討資料等」といいます。）に基づき、上記（イ）乃至（ニ）の事項を中心に総合的な検討を慎重に行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討を前提として、本件検討資料等の真実性、正確性、完全性等について、第三者委員会独自の検討を一切行っていない旨を留保し、かつ、本公開買付けが実際に開始される時点において、答申書の検討の前提とされた事項に変更がないか否かを改めて確認する必要があること、本取引に関する手続が、対象者及び公開買付けのそれぞれにおいて、適用法令等を遵守して履践されていること、本件検討資料等が、答申書の作成日現在において、真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないこと、本件検討資料等以外に、第三者委員会の答申の内容に影響を及ぼす可能性のある重要な事実又は情報は存在しないこと、本件検討資料等のうちドラフトとされているものについては、当該ドラフトの内容が、その後正式に確定し、開示され又は規制当局へ提出されるものの内容と重要な点において同一であること、並びに、山田コンサルが、対象者株式の価値算定の実施及び対象者株式価値算定書の作成に際し、株式の価値算定の専門家として対象者に対して負う注意義務を果たしていることを前提条件として、委員全員一致の決議により、対象者取締役会に対して、本取引が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとする内容の答申書を2019年2月12日付で提出したとのことです。

第三者委員会の答申書（以下「2019年2月12日付答申書」といいます。）の概要は以下のとおりとのことです。

(A) 本取引の目的の正当性及び合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）が認められるか

公開買付者及びヤマハ発動機によれば、公開買付者及びヤマハ発動機の観点からの本取引の目的は、以下のとおりとのことである。

公開買付者と対象者は、相互の技術・製品を組み合わせることで顧客の要求する半導体後工程製造装置に係るトータルソリューションへの対応が可能となることに加え、ヤマハ発動機が属する産業用機械・ロボット業界においては、半導体後工程装置とヤマハ発動機の主力製品であるサーフェスマウンターとの工程間連携の顧客要求が強くなっているため、対象者、公開買付者及びヤマハ発動機の三社が連携することで、顧客に対するトータルソリューションを提供することが可能になる。また、公開買付者と対象者に加えて、ヤマハ発動機が統合に加わることにより、半導体業界の市況の波に影響されない企業体力を構築するための信用補完が可能になる。

一方、対象者によれば、対象者の重要な経営課題として、半導体の後工程間や前後の工程を跨ぐ先端プロセスソリューションを提供すること及び対象者の経営体力を確保し、開発体制を整備し、製品の開発能力を高めることが存在するとのことである。

この点、半導体の後工程間や前後の工程を跨ぐ先端プロセスソリューションの提供に関し、公開買付者の主な事業及び主な製品は、半導体の後工程のうち、ICチップを固定、配線するボンディングと呼ばれる工程に関連する事業及び製品であるところ、対象者及び公開買付者によれば、当該ボンディング工程に係る製品は、対象者の得意とするモルディングやリード成形の工程の前の工程に位置する製品であることから、対象者及び公開買付者が事業統合した場合、両社は半導体の後工程製造装置に関し、工程間を跨ぐソリューションを顧客に対して提供できる可能性がある。また、ヤマハ発動機のロボティクス事業の主な商品であるサーフェスマウンターは、半導体後工程の完了後、製造された半導体をプリント基板に実装する装置であるとのことであるため、対象者及び公開買付者に加えてヤマハ発動機が本事業統合に加わることにより、三社は半導体後工程とその後の工程を跨るソリューションを顧客に対して提供できる可能性がある。更に、対象者、公開買付者及びヤマハ発動機は、本事業統合により期待される営業面における効果として、三社の製品を結びつけることで、半導体後工程の製造ラインの一括提案（ワンストップ提案）が可能となることによるビジネス機会の拡大並びに顧客面における補完関係の構築及び相互の製品を品揃えとして拡充し、各社相互で顧客向けにクロスセルをすることによるビジネス機会の拡大を掲げており、また技術開発面における効果として、三社の技術的な強みを持ち寄り、単品装置だけではなくライン全体を視野に入れた新製品開発が可能となることを掲げている。

対象者の経営体力を確保し、開発体制を整備し、製品の開発能力を高めることに関し、対象者、公開買付者及びヤマハ発動機は、本事業統合により期待される営業面における効果として、ヤマハ発動機の信用力を背景とした公開買付者及び対象者のビジネス機会の拡大並びに技術動向・市場動向を共同で収集・分析することによる効率的な営業活動戦略の立案及び商品開発戦略に資するマーケティングを掲げており、また、技術面における効果として、年々開発における負荷が増加している制御・ソフトウェア関係について、三社のシステム関係の人材が協力することで人材不足の解消及び技術力の向上につながることを掲げており、更に、調達・生産面において期待される効果として、三社の調達網を活用し、需要変動に強い安定的な調達体制を構築できること及び生産拠点や外注先を相互活用することによる需要変動に強い生産体制の構築を掲げている。

その他、対象者、公開買付者及びヤマハ発動機によれば、本事業統合のコスト面でのメリットとして、本取引の実行後において、三社で部品の共通化を進めることによるコスト削減や、生産拠点の統合等により生産効率化を図ることによる生産コストの低減、対象者、公開買付者及びヤマハ発動機間において三社の拠点の相互活用や経理、財務、人事、総務、法務等の間接部門の集約化等による間接コストの削減を行うことにより、三社グループ全体での経営の効率

化の実現が期待できるとのことである。更に、公開買付者によれば、本取引の実行に伴い対象者が上場廃止することにより、上場関連コストの削減が期待できるとのことである。

他方、対象者によれば、本取引の実行による対象者のデメリットに関して、本取引の実行に伴い対象者が上場廃止することにより、業界動向等の情報を取得しにくくなるおそれや、従業員の採用におけるデメリットがあると考えているとのことである。もっとも、対象者によれば、本取引の実行後も、対象者の完全親会社となる公開買付者が上場を維持し、かつ、ヤマハ発動機グループの一員となって事業を遂行することが予定されているため、ヤマハ発動機グループの一員となる対象者について、本取引の実行に伴い対象者が上場廃止することに伴う重大な悪影響はないと考えているとのことである。

こうした本取引の目的に関する対象者、公開買付者及びヤマハ発動機の説明には、不合理な点は見当たらず、第三者委員会による調査・検討の過程で、他に本取引の目的の正当性・合理性に疑念を生じさせる事情は認められなかった。したがって、本取引の目的は正当かつ合理的であると考えられる。

また、本取引の実行が対象者の企業価値向上に資するものであるとする対象者、公開買付者及びヤマハ発動機の説明は不合理なものではなく、これと抵触又は矛盾する事情は直ちに見当たらない。したがって、本取引の実行が対象者の企業価値の向上に資するものではないと判断すべき特段の事情は認められない。

(B) 本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか

対象者から独立した第三者機関である山田コンサルによる対象者株式1株当たりの株式価値（以下「1株当たり株式価値」といいます。）の算定結果によれば、本公開買付価格は、山田コンサルによるDCF法による1株当たり株式価値の算定結果のレンジの中間値を超えていると同時に、市場株価法による算定結果のレンジの上限を超えていることが認められ、本公開買付価格におけるプレミアムの水準は、過去に実施された、発行者（上場会社）と資本関係がない発行者以外の者による、発行者の完全子会社化を目的とした株券等の公開買付け事例におけるプレミアムの一般的な水準と比較して遜色のない水準であると認められる。また、山田コンサルの実施した1株当たり株式価値の算定方法について、公正性を欠くと認められる点は見当たらず、また、その算定の結果についても、不合理であると認められる点は見当たらなかった。

本取引の条件の妥当性を担保する客観的な状況に関し、対象者は、公開買付者以外の候補者の提示する取引条件と比較した上で本公開買付価格を含む本取引の条件を検討していないものの、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に基づく最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているところ、かかる公開買付期間の設定は、最短期間での公開買付けよりも対抗的な買付け等が行われる可能性を高める点において、本公開買付価格の妥当性を担保する客観的状況の一つであると考えられることに加え、本公開買付けは、公開買付けの予告に基づいて行われ、その内容が公開買付期間の開始前に株式市場に周知されることになるため、対象者の株主が本公開買付けを含む本取引の内容について判断する機会が、そのような予告なしに実施される公開買付けと比してより確保されていると考えられる。更に、山田コンサルによれば、対象者は、公開買付者及びヤマハ発動機との間で本公開買付価格を合意するに際して、そのファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルを交渉窓口として、山田コンサルの本公開買付けと同種の案件に係る実績及び経験を踏まえ、できる限り高い公開買付価格を実現すべく最善の努力を尽くしたとのことである。

その他、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件は、同種・同規模の取引の条件と比較して一般的なものであり、対象者の株主の利益を不当に損なうものは見当たらなかった。

以上を踏まえると、本取引の条件（本公開買付価格を含む。）が対象者の企業価値の適正な評価に基づく公正なものではないと判断すべき特段の事情は認められない。

(C) 本取引は対象者の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると認められるか

対象者及び岩田合同法律事務所によれば、対象者について、公開買付者又はヤマハ発動機との間で特別な利害関係があると解すべき事情は認められない。また、対象者の取締役会に参加

する取締役は、公開買付者及びヤマハ発動機の役員又は従業員を兼務していない。もっとも、対象者によれば、対象者の代表取締役である押森広仁氏は、公開買付者及びヤマハ発動機と正式な合意にまでは至っていないものの、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる前提で協議を行ってきており、本共同持株会社の取締役となる可能性が相当程度存在するため、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会における本取引に係る審議に参加せず、また、当該取締役会における本取引に関する決議に参加しないとのことである。更に、対象者は、本取引に関して、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任し、主に財務的な見地から助言を受けているほか、法務アドバイザーとして岩田合同法律事務所を起用し、対象者の株主の利益に配慮した公正なプロセス、とりわけ本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けており、当該助言に基づき、本取引の是非等について慎重に検討しているところ、対象者によれば、山田コンサル及び岩田合同法律事務所はいずれも公開買付者、ヤマハ発動機及び対象者から独立しており、公開買付者、ヤマハ発動機及び対象者との間に重要な利害関係を有しておらず、対象者が独自の判断に基づき選定したものとのことである。

その他、第三者委員会による調査・検討の過程で、本取引の手続が対象者の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていないと判断すべき特段の事情は認められない。したがって、本取引の手続は、対象者の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると考える。

(D) 本取引が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められるか

上記のとおり、本取引の目的は正当かつ合理的であると考えられ、本取引の実行は対象者の企業価値の向上に資するものではないと判断すべき特段の事情は認められず（上記（A））、本取引の条件（本公開買付価格を含む。）が対象者の企業価値の適正な評価に基づく公正なものではないと判断すべき特段の事情は認められず（上記（B））、本取引の手続は、対象者の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると考えられる（上記（C））。また、上記（A）乃至（C）において検討した事情の他、本取引が対象者の少数株主にとって不利益となると認められる事情は見当たらなかった。

したがって、本取引は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

また、第三者委員会は、本公開買付けの開始にあたり、対象者の取締役会から、2019年4月26日に、2019年2月12日付答申書で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問を受けたとのこと。第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2019年2月13日以降、2019年5月9日までの間に、2019年2月12日付答申書の検討の前提とされた事項に変更があったと判断すべき特段の事情は認められないことを確認し、2019年5月9日、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の答申書（以下「2019年5月9日付答申書」といいます。）を提出したとのこと。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2019年2月12日開催の取締役会において、対象者の取締役8名（うち社外取締役3名）のうち、押森広仁氏を除く7名全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役である押森広仁氏は、公開買付者及びヤマハ発動機と正式な合意にまでは至っていないものの、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる前提で協議を行ってきており、本共同持株会社の取締役となる可能性が相当程度存在するため、利益相反のおそれを回避する観点から、当該審議及び決議に参加していないとのこと。

対象者プレスリリースによれば、取締役が賛同し、株主に対して応募することを推奨する理由は以下のとおりとのこと。



対象者と公開買付者との事業統合によるシナジー効果の発現を最大化させるためには、段階的又は部分的な子会社化や提携ではなく、対象者と公開買付者を完全子会社とする共同持株会社体制を組成し、本共同持株会社の傘下で二社の事業統合を進めることがコスト増加を避け、本共同持株会社の傘下で事業統合を進めやすく、かつ両社対等な形を構築でき有用であり、両社が上場を維持した子会社ではなく本共同持株会社の完全子会社となることにより、迅速な意思決定を行なう体制が構築でき、緊密な連携や構造改革等の実施が容易になると考えたとのことです。その上で、ヤマハ発動機が本共同持株会社の親会社となることで、本共同持株会社を通じて三社が強固な資本関係を構築することができ、ヤマハ発動機が対象者及び公開買付者の親会社になることで信用力の補完を受けることが可能となると判断したとのことです。以上の理由から、本事業統合及びその一環としての本公開買付けが、今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断したとのことです。

また、対象者は、本公開買付価格については、2019年1月21日に公開買付者より公開買付価格の提案を受けた後、その適正性を判断するため、公開買付者と複数回に亘る協議・交渉を重ねるとともに、対象者、公開買付者及びヤマハ発動機から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選任し、前記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の山田コンサルより取得した対象者株式価値算定書、前記「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の岩田合同法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、前記「④ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載の第三者委員会から提出を受けた2019年2月12日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けの意義・目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付けの諸条件について慎重に検討したとのことです。

その結果、本公開買付価格である1株当たり570円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日の東京証券取引所における対象者株式の終値414円に対して37.68%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値312円に対して82.69%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値243円に対して134.57%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値275円に対して107.27%のプレミアムを加えた金額であること、及び本公開買付価格が対象者株式価値算定書による算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限を上回るものであり、DCF法による算定結果のレンジの上限にほど近い値であることも考慮し、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

その後、対象者は、2019年4月26日に、当社から、本臨時株主総会において本第三者割当増資に係る議案が承認可決されたこと、2019年4月22日付でヤマハ発動機との間で本総数引受契約を締結したこと、2019年3月19日に、大韓民国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことにより本許認可等が必要となるすべての国又は地域において本許認可等が取得及び履践されたこと、その他の本公開買付け前提条件が充足していることから、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受けました。上記「④ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者の取締役会は、対象者が設置した第三者委員会に対して、2019年4月26日に、第三者委員会が2019年2月12日付答申書で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しており、第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2019年2月13日以降、2019年5月9日までの間に、2019年2月12日付答申書の検討の前提とされた事項に変更があったと判断すべき特段の事情は認められないことを確認し、2019年5月9日、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の2019年5月9日付答申書を提出したとのことです。対象者は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて検討した結果、対象者としても、2019年2月13日以降、2019年5月9日までの間に、対象者の本公開買付けに対する賛同意見の基礎となる事実に変更が見られないことなどを確認し、2019年5月9日現在においても、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役8名（うち社外取締役3名）のうち、押森広仁氏を除く7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本公開買

付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役である押森広仁氏は、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる予定であるため、利益相反防止の観点から、当該審議及び決議に参加していないとのことです。一方で、押森広仁氏は対象者の代表取締役社長であり、対象者の企業価値向上の観点から本取引の検討・交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していることに鑑み、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加しているとのことです。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けによって、対象者株式のすべてを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が対象者の総株主の議決権の10分の9以上を所有するに至った場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下同じとします。）第179条に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式のすべてを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、会社法第179条の3第1項の定めに従って、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員からその所有する対象者株式のすべてを取得します。この場合、当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会においてかかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。株式売渡請求がなされた場合、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が対象者の総株主の議決権の10分の9以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を本公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、当該臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。当該臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、当該臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項ないし第5項その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数

は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当該対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式のすべて(対象者の所有する自己株式を除きます。)を所有することになるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより対象者株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対し自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東証第二部に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合は、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、当社は、その後適用法令及び上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載する手続に従って、対象者株式のすべて(ただし、対象者の所有する自己株式を除きます。)を所有することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

#### (7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

当社、ヤマハ発動機及び対象者は、本事業統合に関して、2019年2月12日付で統合契約書(本統合契約)を締結しております。本統合契約の内容の概要は以下のとおりです。

##### ① 本取引の概要

当社、ヤマハ発動機及び対象者は、本統合契約の規定に従い、当社による対象者の公開買付け及びスクイーズアウトによる非公開化、ヤマハ発動機を割当先とする当社による本第三者割当増資、並びに当社の新設分割による持株会社化の各取引を実施する。

## ② 本公開買付けの実施

当社は、大要以下の前提条件（本公開買付け前提条件）がすべて充足されていることを条件として、本公開買付けを実施する。

- (i) 当社の本臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されていること
- (ii) 対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、その決議が維持されていること
- (iii) ヤマハ発動機及び当社間で本総数引受契約が締結され、有効に存続しており、解除又は無効となる具体的なおそれが客観的に存在しないこと
- (iv) 本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づき提出する有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと
- (v) 司法・行政機関等に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- (vi) 本取引に関し、本許認可等が取得及び履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過（排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含みます。）し、また、当該国又は地域の公正取引委員会その他の競争法に関する司法・行政機関等により、本取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること
- (vii) 本統合契約に定めるヤマハ発動機及び対象者の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- (viii) 本統合契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべきヤマハ発動機及び対象者の義務がすべて重要な点において履行又は遵守されていること
- (ix) 対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす具体的なおそれのある事実又は事由が発生していないこと

本公開買付けの開始日において上記（i）乃至（ix）の事由のいずれかが充足されていない場合、当社、ヤマハ発動機及び対象者の三社（当該本公開買付け前提条件の不充足がいずれかの当事者の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該当事者を除くすべての当事者）が書面により合意しない限り、当社は本公開買付けを開始しないものとする。

ただし、本公開買付けの開始日の前営業日の正午において以下の事由のいずれかが充足されていない場合、ヤマハ発動機は、当社に対して本公開買付けを開始しないことを請求することができる。

- (i) 本統合契約に定める当社及び対象者の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- (ii) 本統合契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき当社及び対象者の義務がすべて重要な点において履行又は遵守されていること
- (iii) 当社グループ又は対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす具体的なおそれのある事実又は事由が発生していないこと

## ③ 対象者による意見表明等

対象者は、本統合契約の締結日において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行い、公開買付け期間中これを撤回又は変更しない。ただし、当該意見表明を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反する具体的なおそれがあると対象者取締役会が合理的に判断する場合には、この限りではない。

対象者は、本統合契約の締結日から公開買付け期間の末日までの間、自らが当社以外の者から対象者の普通株式に係る公開買付けの提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに、ヤマハ発動機及び当社に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するものとする。

当社は、(i)法令等により延長しなければならない場合及び(ii)当社の本統合契約上の義務の違反によることなく、公開買付け期間の末日までに本許認可等に関する司法・行政機関等の判断等が取得されず、又は本許認可等に関する待機期間が満了しない場合に、法令等において許容される範囲内で公開買付け

間を延長する場合を除き、ヤマハ発動機及び対象者の事前の書面による承諾がない限り、公開買付期間の延長を行うことはできない。

#### ④ スクイーズアウトの実施

当社及び対象者は、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、対象者の株主を当社のみとするために必要な手続を行うものとする。

#### ⑤ 本第三者割当増資

ヤマハ発動機は、当社との間で本総数引受契約を締結し、大要以下の前提条件が充足されていることを条件として、本第三者割当増資の払込みを行う。

- (i) 本公開買付けが成立していること
- (ii) 本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づき提出する有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと
- (iii) 司法・行政機関等に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- (iv) 本取引に関し、本許認可等が取得及び履践され、(待機期間がある場合には) 待機期間が経過(排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含みます。)し、また、当該国又は地域の公正取引委員会その他の競争法に関する司法・行政機関等により、本取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること

#### ⑥ 本会社分割

当社は、大要以下の前提条件が充足されていることを条件として、本会社分割を実行する。

- (i) 本第三者割当増資の払込みが完了していること
- (ii) 本公開買付けに係る決済が完了していること
- (iii) 当社の本臨時株主総会において、本会社分割に係る新設分割計画が承認されていること

#### ⑦ 共同持株会社の経営体制及び事業運営

当社、ヤマハ発動機、及び対象者は、必要となる株主総会決議を得ることを条件として、本取引完了直後の本共同持株会社の取締役のうち4名はヤマハ発動機出身者(うち1名は監査等委員)、1名は当社出身者、1名は対象者出身者、3名は社外取締役(うち2名は監査等委員)とすることについて合意する。(なお、取締役の総数に関する合意はなし。)

本共同持株会社は、当社グループ各社に係る一定の事項につき決定する場合、又は当社グループ各社が一定の事項を実施する場合には、事前に決定又は実施すべき事項につきヤマハ発動機の書面による承諾を取得するものとする。

本共同持株会社は、当社グループ各社に係る一定の事項につき決定する場合、又は当社グループ各社が一定の事項を実施する場合には、事前に決定又は実施すべき事項の概要をヤマハ発動機に書面により通知し、事前にヤマハ発動機との間で協議を行うものとする。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	アピックヤマダ株式会社	
② 所 在 地	長野県千曲市大字上徳間 90 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 押森 広仁	
④ 事 業 内 容	電子部品組立装置、電子部品等の製造販売	
⑤ 資 本 金	5,837 百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	1953 年 5 月 1 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2018年9月30日現在)	株式会社八十二銀行	4.95%
	田畑 利彦	3.39%
	八十二キャピタル株式会社	3.23%
	アピックヤマダ従業員持株会	2.52%
	KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	2.41%
	東京中小企業投資育成株式会社	2.24%
	恒川 和男	1.77%
	宮崎 美恵子	1.61%
	南澤 文明	1.60%
大久保 道代	1.56%	
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注) 大株主の持株比率は、対象者が 2018 年 11 月 9 日に提出した第 66 期 第 2 四半期報告書の「大株主の状況」から引用しております。

### (2) 日程等

#### ① 日程

取締役会決議日	2019 年 5 月 9 日 (木曜日)
公開買付開始公告日	2019 年 5 月 10 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2019 年 5 月 10 日 (金曜日)

#### ② 届出当初の買付け等の期間

2019年5月10日（金曜日）から2019年6月20日（木曜日）まで（30営業日）

#### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

### (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、570 円

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、ヤマハ発動機及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるブルータスに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ブルータスは、対象者株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、当社は2019年2月8日にブルータスから公開買付者株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、ブルータスから本公開買付価格の妥当性に関する意見を取得しておりません。ブルータスによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	243円～414円
DCF法	310円～649円

市場株価法では、2019年2月8日を基準日として、東証第二部における対象者株式の終値414円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値312円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値243円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値275円を基に、対象者の1株当たり株式価値の範囲を243円から414円までと分析しております。

DCF法では、対象者が作成した対象者の2019年3月期から2024年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2019年3月期第3四半期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を310円から649円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の事業計画においては、2021年3月期から2023年3月期のいずれも大幅な増益となることを見込んでいます。具体的には、2021年3月期の営業利益361百万円、2022年3月期の営業利益717百万円、及び2023年3月期の営業利益960百万円と継続して大幅な増益を見込んでおりますが、これは自動車の電動化・自動化やIoT/ビッグデータ需要による半導体ニーズの飛躍的な高まりに伴うビジネスチャンスの拡大とともに、メモリー向けのコンプレッションモールド機製造事業への市場参入がもたらす事業成長によるものです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映しておりません。

当社は、ブルータスから取得した公開買付者株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載のとおり、当社が対象者に対して2018年11月中旬から2019年1月下旬までにおいて実施したデュール・ディリジェンスの結果、過去の完全子会社化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2019年2月12日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり570円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり570円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2019年2月8日の東証第二部における対象者株式の終値の414円に対して37.68%、過去1ヶ月間（2019年1月9日から2019年2月8日まで）の終値の単純平均値312円に対して82.69%、過去3ヶ月間（2018年11月9日から2019年2月8日まで）の終値の単純平均値243円に対して134.57%、過去6ヶ月間（2018年8月9日から2019年2月8日まで）の終値の単純平均値275円に対して107.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり570円は、本日の前営業日である2019年5月8日の東証第二部における対象者株式の終値567円に対して0.53%のプレミアムを加えた金額となります。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者と対象者及びヤマハ発動機は、三社の企業価値向上に向けた具体的な方策について複数回に亘る協議・検討を重ねて参りました。

そして、公開買付者と対象者及びヤマハ発動機が本事業統合を実施し、三位一体となって事業推進を図ることによって、競争力の強化を中心とする効果を期待することができ、競争優位を確立するトータルソリューションの実現及び両社のコスト削減を含む構造改革のためには、全面的な事業統合が必要との考えの下、全面的な事業統合の形態としては合併、当社と対象者が法人格を維持しつつ親子関係になる方法、又は法人として当社及び対象者と全面的に統合する方法ではなく、当社と対象者を完全子会社とする共同持株会社体制を組成し、ヤマハ発動機が当該共同持株会社の親会社となることが有力なスキームであり、かかる方法こそが当社、ヤマハ発動機及び対象者の企業価値向上に最も資するとの判断に至り、当社は2019年2月12日開催の取締役会において、かかる本事業統合の一環として、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

### (i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、ヤマハ発動機及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスに対象者の株式価値の算定を依頼し、当社は、2019年2月8日に公開買付者株式価値算定書を取得しました。なお、プルータスは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社はプルータスから本公開買付価格の妥当性に関する意見を取得しておりません。

### (ii) 当該意見の概要

プルータスは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者の1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	243円～414円
DCF法	310円～649円

### (iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

上記「① 算定の基礎」に記載のとおり、当社は、プルータスから取得した公開買付者株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社が対象者に対して2018年11月中旬から2019年1月下旬までにおいて実施したデュール・ディリジェンスの結果、過去の完全子会社化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2019年2月12日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり570円と決定いたしました。

なお、対象者との協議・交渉の経緯については、対象者の直近2年程度の市場株価の動向や直近1年間における株価の高値水準、直近1年間の平均株価(345円)にプレミアムを加えた水準、当社による対象者の株式価値のDCF法による初期的な試算(約400円から約700円)を勘案して、2019年1月21日に、当社は対象者に対して1株当たり500円とする初回提案を行い、その後、対象者との間で3回協議を行い、2019年2月8日に最終的に1株当たり570円と提案を行っております。



### ③ 算定機関との関係

当社のファイナンシャルアドバイザー（第三者算定機関）であるプルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,419,356 株	8,279,600 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,279,600 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,279,600 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付け者が取得する対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2019年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（12,969,000 株）から、同決算短信に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数（549,644 株）を控除した株式数（12,419,356 株）になります。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	124,193 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	124,150 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2019年2月13日に提出した第66期第3四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数（12,969,000 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない、同短信に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数（549,644 株）を控除した株式数（12,419,356 株）に係る議決権の数（124,193）個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金

7,079,032,920 円

(注) 買付代金は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けの買付予定数（12,419,356 株）に1株当たりの本公開買付け価格（570 円）を乗じた金額を記載しております。

## (8) 決済の方法

### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### ② 決済の開始日

2019年6月27日(木曜日)

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>) (以下「日興イーリートレード」といいます。)からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人(後記「(11) 公開買付代理人」において定義されます。以下、同じとします。)から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### ④ 返還の方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 金融商品法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ① 金融商品取引法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,279,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,279,600株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実のいずれかが発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

金融商品取引法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げ

を行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、金融商品取引法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、金融商品取引法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではない。

く、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2019年5月10日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本統合契約の締結

当社、ヤマハ発動機及び対象者は、本事業統合に関して、2019年2月12日付で本統合契約を締結しております。

本統合契約の内容の概要については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

② 本公開買付けへの賛同及び応募推奨表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2019年2月12日開催の対象者の取締役会において、押森広仁氏を除き監査等委員である取締役を含む取締役7名全員一致で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。

その後、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、押森広仁氏を除き監査等委員である取締役を含む取締役7名全員一致で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「平成31年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、本日付で「平成31年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付けはその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況(連結)

決算年月	2019年3月期
売上高	9,192百万円
売上原価	7,518百万円
販売費及び一般管理費	2,346百万円
営業外収益	80百万円
営業外費用	88百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△733百万円

(ii) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	2019年3月期
1株当たり当期純利益	△59.07円
1株当たり配当金額	－円
1株当たり純資産額	238.79円

以上